パブリックコメント結果公表

永平寺町議会基本条例 (素案) について意見募集した結果を公表します。

【結果】

このたびは、永平寺町議会基本条例 (素案) について、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

意見募集した結果について、下記のとおりまとめましたので公表します。

- ●案件名 永平寺町議会基本条例
- ●募集期間 平成 24 年 5 月 23 日 (水) ~平成 24 年 6 月 22 日 (金)
- ●募集方法 議会ホームページに掲載するとともに、本庁住民生活課、議会事務局、 永平寺支所、上志比支所に資料を置き、また、回覧等でお知らせし、 意見を募集しました。
- ●提出件数 1通2件
- ●提出された意見等の要旨および議会の考え方

No.	提出いただいた意見等の趣旨	議会の考え方
1	第18条(議員定数)と第19条(議員	議会は、行財政改革を積極的に推進する
	報酬)の冒頭に「行財政改革の視点だけ	立場であり、「行財政改革特別委員会」
	ではなく」という文言を置いていること	を設置し、行政の取り組みについて検証
	は、行財政改革の先頭に立つべき立場の	しているところであります。さて、ご指
	議員としては、まことに恥ずかしい限り	摘の議員定数、議員報酬に関する条文の
	だと考えるがどうであろう。	冒頭の部分ですが、議会としては当然行
		財政改革の視点を重視し、自らの定数、
		報酬の改正について検討していきます。
		ただし、極端な削減となると本来の議会
		の機能、役割が果たせなくなることにな
		り、十分考慮する必要があります。しか
		し、条文の文言を見ますと、「行財政改
		革の視点だけではなく」という表現では
		誤解を招きかねないので、「行財政改革
		の視点はもとより」という文言に改正い
		たしました。
2	第21条(他条例との関係)では、【基	議員の定数については、「永平寺町議会
	本条例の性格上当然ではあるが】「議会	議員の定数を定める条例」に、報酬は、
	に関する他の条例等との整合性」を規定	「永平寺町特別職の職員の給与及び旅
	しているが、これでは、議員定数や議員	費等に関する条例」に定められていま

仕方ないことだと考えるが。

報酬の削減を求められた場合の足かせ | す。改正の仕方は、定数については町民 となる規定を設けている、と疑われても一からの要望または議員提案により議会 内で協議していくのに対し、報酬につい ては、町長の諮問を受けた「特別職報酬 等審議会」が審議し答申します。その答 申を受けた町長が改正案を議会に上程 いたします。最終的には両方とも(定数 と報酬) 議会が判断いたしますが、基本 条例の第21条では、この条例を振りか ざして削減の求めに抵抗するものでは なく、町民からの求めを真摯に受け止め るとともに、基本条例の趣旨にのっとっ て十分に考慮し決定していくというも のでありますので、ご理解願います。し たがって、条文の文言については素案の とおりといたします。